

青森県報

号外第二十五号

平成二十七年
三月三十日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

訓 令

まるごとおおもり情報発信チーム設置規程を廃止する訓令 (人事課) …… 三

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十四号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表観光国際戦略局の項中「観光交流推進課」を「誘客交流課」に改める。

第十一条の総務学事課の項の第十一号を削り、同項の第十二号中「特例民法法人」を「公益法人及び移行人」に改め、同号を同項の第十一号とし、同項第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十九号中「(知事が別に指定するもの

を除く。)」を削り、同号を同項第十八号とし、同項第二十号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十六号中「係る事務」の下に「及び公益認定等審議会に関する事務中他課の分掌に係る事務」を加え、同号を同項第二十五号とし、同項第二十七号を同項第二十六号とする。

第十二条の自然保護課の項の第五号中「及び」の下に「管理並びに」を加える。

第十三条の健康福祉政策課の項中第二十二号を第二十三号とし、第九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 生活困窮者自立支援に関すること。

第十三条の医療業務課の項の第三号を次のように改める。

三 医師、歯科医師、薬剤師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、診療工、線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師に関すること。

第十三条のこどもみらい課の項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 子ども・子育て支援に関すること。

第十四条の団体経営改善課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十六条の二の観光企画課の項中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号を削り、第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 本県の魅力についての情報の発信に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。

五 観光資源の開発に係る施策の推進に関すること。

第十六条の二の観光交流推進課の項中「観光交流推進課」を「誘客交流課」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 コンベンションの誘致に関すること。

第十六条の二の観光交流推進課の項に次の四号を加える。

五 国際交流の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。

六 国際交流の総合的な推進に関すること。

七 海外移住に関すること。

八 海外技術協力に関すること。

第十六条の二の国際経済課の項の第一号中、「経済、文化その他」を「及び経済」に改め、同項の第三号から第六号までを削る。

第二十条第四項中「、県民生活文化課に係る事務を整理するとともに」を削り、「環境政策課、環境保全課」を「県民生活文化課、原子力安全対策課」に、「及び原子力安全対策課」を「環境政策課及び環境保全課」に改め、同条第六項中「、商工政策課に係る事務を整理するとともに」を削り、「地域産業課、産業立地推進課」を「商工政策課、地域産業課」に改め、「他の一人は」の下に「産業立地推進課及び」を加える。

第二十条の四を削り、第二十条の五を第二十条の四とし、第二十条の六を第二十条の五とする。

第三十二条第八項第九号を次のように改める。

九 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士及び調理師に関すること。

第三十二条第九項中「第八号から第十四号まで」を「第九号から第十六号まで」に改め、同項第十五号中「家庭の保育事業」を「病児保育事業」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第四号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 生活困窮者自立支援に関すること。

第三十二条第十一項第一号中「第七号」を「第八号」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第六十一条第一項中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

第二百二十六条第一項中「の職」の下に「地域県民局の地域健康福祉部の項に規定する職（保健医長に限る。）」、「保健所の項に規定する職（保健医長に限る。）」を加え、「事務局長」を「副館長及び館長特別補佐」に改め、「別表第三の」の下に「地域県民局の地域健康福祉部の項に規定する職（保健医長に限る。）」、「保健所の項に規定する職（保健医長に限る。）」を加える。

別表第一に次のように加える。

観光国際戦略 同誘客交流課	国際誘客推進 監	国際観光の振興に関する調整及び特に命ぜられた事務に従事する。
------------------	-------------	--------------------------------

別表第三地域県民局の地域健康福祉部の項中「（東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局に限る。）」を削り、同表地域県民局の地域整備部の項中「ダム管理所長（中南地域県民局に限る。）」を削り、同表青森県立美術館の項中「産業立地推進監」を削り、同表保健所の項中「（東地方保健所、弘前保健所及び八戸保健所に限る。）」を削り、同表青森県立美術館の項中「事務局長」を「副館長、館長特別補佐」に改める。

別表第四第一号の表所（校、事務局、学院）長の項中「事務局」を「副館長」に改め、別表第四第二号の表中

港管理所長 ダム管理所長	を	港管理所長	に改め、別表第四第三号の表
-----------------	---	-------	---------------

産業立地推進監の項を削り、同表むつ南・白糠バイパス整備推進監の項の次に次のように加える。

館長特別補佐	美術品等の収集、保管、展示及び調査研究その他県民の芸術に関する活動への参画の支援に関する専門的事項を 総括整理する。
--------	---

別表第六青森県環境審議会の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十二条の自然保護課の項の第五号の改正規定及び別表第六青森県環境審議会の項の改正規定は、同年五月二十九日から施行する。

(青森県立美術館規則の一部改正)

2 青森県立美術館規則（平成十八年七月青森県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項、第三条第二項及び第六条中「事務局長」を「副館長」に改める。

訓 令

青森県訓令甲第四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

まるごとあおり情報発信チーム設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

まるごとあおり情報発信チーム設置規程を廃止する訓令

まるごとあおり情報発信チーム設置規程（平成二十三年三月青森県訓令甲第六号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（部局内部監査規程等の一部改正）

2 次に掲げる訓令の規定中、「室及びチーム（生活再建・産業復興局のチームを除く。）」を「及び室」に改める。

- 一 部局内部監査規程（昭和三十五年九月青森県訓令甲第五十五号）第二条第一項
- 二 青森県職員安全衛生管理規程（昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号）第二条第四号
- 三 住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程（平成十四年八月青森県訓令甲第四十号）第六条第一項

（青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部改正）

3 青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「チームリーダー（生活再建・産業復興局のチームリーダーを

除く。）」を削る。

（青森県文書取扱規程の一部改正）

4 青森県文書取扱規程（平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「室長及びチームリーダー（生活再建・産業復興局のチームリーダーを除く。）」を「及び室長」に改める。

第五条中、「室及びチーム（生活再建・産業復興局のチームを除く。）」を「及び室」に改める。

第九条第二項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条の表課長印、室長印、チームリーダー印の項中、「チームリーダー印」を削る。

別表第一の1(1)イ中

課 長 印	室 長 印
チ ャ ム リ ー ダ ー 印	チ ャ ム リ ー ダ ー 印

を削り、同表の2の表中

課 長 印	室 長 印
チ ャ ム リ ー ダ ー 印	チ ャ ム リ ー ダ ー 印

を「室 長 印」に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭